

平成22年5月24日

各市町村教育委員会教育長 様

教 育 長

「勤務時間の適正な把握のための手続き等に関する要綱」等の制定について（通知）

労働基準法上、使用者には、労働時間の管理を適切に行う責務があり、厚生労働省から、平成13年4月6日付けで、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について（労基発第339号通知）」（参考資料1）が示されております。しかし、府内の公立学校においては、府立学校と同様に教育職員の勤務時間の管理が十分になされているとは言い難い状況にあるものと推察します。

また、文部科学省が、平成18年度に実施した「教職員の勤務実態に関する調査研究事業」の結果によると、全国的に教職員の時間外勤務が前回調査時よりも増加しているという状況にあります。

こうした状況の中、昨年10月に、大阪高裁において、「公立学校の校長には、教育職員の勤務内容・態様から、生命や健康を害する状態であることを認識・予見し得た場合に、当該職員が勤務により健康を害しないように管理すべき義務があるところ、校長が事務の分配等を適正にする等の措置をとらなかったことは、安全配慮義務違反である」とされた判決が出されているところでもあり、早急に使用者としての責務を果たしていくことができる環境を整備する必要があります。

今般、教育職員の勤務時間を適正に把握するため、別添のとおり、標記要綱等を制定し、府立学校長・准校長あて通知しましたので、貴職におかれましても、その趣旨について十分理解され、同様の措置を取っていただくようお願いします。

【担当】

大阪府教育委員会事務局 教職員室
教職員企画課 企画グループ

TEL 06-6941-0351（内線 3442, 3443）

FAX 06-6944-6897

○勤務時間の適正な把握のための手続等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府立学校に勤務する常勤の一般職に属する教育職員（以下「教育職員」という。）の勤務時間を適正に管理するため、各府立学校における勤務時間の把握のための手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間管理者)

第2条 各府立学校に、勤務時間を管理する勤務時間管理者を置くこととし、校長及び准校長をもって充てる。

(勤務時間管理員)

第3条 勤務時間管理者は、勤務時間の管理に関する事務を行わせるための勤務時間管理員を指名することができる。

(勤務時間管理簿)

第4条 勤務時間の管理は、勤務時間管理簿（様式第1号）により行う。

(勤務時間把握のための手続)

第5条 教育職員は、割り振られた勤務時間以外の時間帯（以下「時間外」という。）に業務を行ったときは、業務の開始時刻、終了時刻及び時間外に業務を行った時間数（以下「時間外業務時間数」という。）並びに主な業務内容について、勤務時間管理簿に翌日以降すみやかに記録しなければならない。

第6条 教育職員は、当該月における時間外業務時間数を集計し、その結果を記録した勤務時間管理簿を翌月の10日までに勤務時間管理者に提出しなければならない。

(時間外業務の集計)

第7条 勤務時間管理者は、教育職員から提出された勤務時間管理簿に基づき時間外業務時間数を時間外業務集計票（様式第2号）に記録しなければならない。

(指導・助言等)

第8条 勤務時間管理者は、勤務時間管理簿の内容を確認した上で、必要に応じて、教育職員への指導、助言等を行うものとする。

(勤務状況報告)

第9条 教育次長は、必要に応じて、勤務時間管理者に時間外業務集計票の提出を求めることができる。

(書類の保管)

第10条 勤務時間管理者は、勤務時間管理簿及び時間外業務集計票を3年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

記入例

勤務時間管理簿

様式1

学校名

職員番号

氏名

平成 22 年 9 月分

日	曜日	勤務時間			時間外に行った業務の主な事由 (プルダウンメニューから複数選択可)		
		開始時刻	終了時刻	時間外業務時間数			
1	水	:	:	:			
2	木	:	:	:			
3	金	7 : 30	20 : 0	3 : 30	登校指導	部活動(夜)	
4	土	8 : 30	16 : 0	6 : 30	部活動(休)		
5	日	:	:	:			
6	月	:	:	:			
7	火	:	:	:			
8	水	:	:	:			
9	木	:	:	:			
10	金	:	:	:			
11	土	:	:	:			
12	日	:	:	:			
13	月	:	:	:			
14	火	:	:	:			
15	水	8 : 30	17 : 45	0 : 15	職員会議*		
16	木	:	:	:			
17	金	:	:	:			
18	土	8 : 30	18 : 15	8 : 45	校外巡視		
19	日	:	:	:			
20	休	:	:	:			
21	火	:	:	:			
22	水	:	:	:			
23	休	7 : 30	16 : 30	8 : 0			
24	金	:	:	:			
25	土	:	:	:			
26	日	:	:	:			
27	月	:	:	:			
28	火	:	:	:			
29	水	:	:	:			
30	木	:	:	:			
		:	:	:			

当月合計時間外業務時間数 27 : 0